

居宅介護支援重要事項説明書

焼津市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 平成30年3月28日（焼津市規則第7号）第4条の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関しあなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

(1) 名称等

名 称	居宅介護支援事業所 つばさ
所 在 地	〒425-0051 焼津田尻北792番地の1
電 話 番 号	054-656-2705
F A X 番 号	054-656-2703
法人種別及び名称	社会福祉法人 正生会
代 表 者 職	理事長
代 表 者 氏 名	石井 紀子
管 理 者 氏 名	渋谷 真紀
介護保険事業所番号	2275100242
指 定 年 月 日	平成13年 7月15日
交 通 の 便	静鉄バス 和田浜線 西松原団地入口 下車 徒歩約10分 焼津駅より車で20分 西焼津駅より車で20分
サービスを提供する 通常の実施地域	焼津市 ・ 藤枝市

(2) 職員の概要

令和6年4月1日現在

職 種	人 員
主任介護支援専門員	1名以上（居宅介護支援業務）
介護支援専門員	2名以上（居宅介護支援業務）

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (12月30日から1月3日を除く) 午前8時30分から午後5時30分
緊急時等の体制	事業所または、担当介護支援専門員への連絡により、対応をとることができます。

2 居宅介護支援の内容

項目	内容・方法等
要介護認定等の申請代行	自ら申請を行うことが困難な方に対し、利用者の意志を確認した上で、要介護認定、要支援認定、認定の更新及び認定区分の変更に係る申請の代行等の援助を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者と家族の同意を得て最大限にニーズを反映できるように居宅サービス計画を作成していくものとします。
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	必要なモニタリングを行い、的確にサービスが提供されているかを管理していきます。不都合が生じた場合は、ただちにモニタリングを行い、必要に応じてサービスの変更を行うものとします。
サービス事業者との連絡調整	居宅サービス計画作成後も、継続的に事業者との連絡を行い、サービス実施状況の把握に努める。又、家族からの希望や苦情があった場合には、ただちに連絡をとり、居宅サービス計画の変更や改善を求める等に努めるものとする。
介護保険施設への紹介	利用者がその居宅において、日常生活を営むことが困難と認め、入所を希望する場合には、紹介及びその他の便宜を図ります。
研修への参加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加するように努めます。
その他	その他、必要に応じて、上記に付随する援助を行います。

3 居宅介護支援の利用にあたって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	事業者は、人員不足等によりサービス提供困難等やむを得ない事情がある時には、1か月間の予告期間において利用者に理由を示すことにより、この契約を解約します。この場合において、事業者は他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
サービスの質の向上のための方策	事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその評価から問題点を見つけサービスの改善を図るものとします。

<p>居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について</p>	<p>居宅介護支援が、利用者の意思及び人格を尊重し、その希望に基づき行われることから、利用者は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に対し、複数の事業所の紹介を求めることなどができます。また、利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。</p> <p>なお、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の状況は別紙のとおりです。</p>
<p>介護支援専門員を変更する場合の対応</p>	<p>介護支援専門員の変更を利用者又は家族が希望する場合には、随時変更することができます。</p>
<p>主治の医師および医療機関等との連絡</p>	<p>事業所は利用者の同意を得て、主治医および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。</p>
<p>プライバシーの遵守</p>	<p>利用者及び家族から知り得た情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、サービス担当者会議等において個人情報を提供する場合には、利用者又は、署名代理人及び家族から文書での同意を得ない限り、当該個人情報は使用しません。</p>
<p>事故発生時の対応</p>	<p>利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。</p>
<p>その他</p>	

4 利用料

(1) 利用料

原則として、介護保険より全額給付されるため自己負担はありません。但し、被保険者証に支払い方法変更の記載(利用者様が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があった場合には、1か月につき要介護度に応じ、下記の(ア)及び(イ)の該当項目の単位数合計に10,21円を乗じた金額を頂きます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、証明書を利用者様の保険者となる市町村窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

※焼津市は地域区分が「7級地」であるため上記表の単位数に10,21円を乗じた金額となります。

算定項目 居宅介護支援Ⅰ

(ア)

Ⅰ 担当件数が45件未満の場合	
要介護1, 2	1,086単位/月
要介護3, 4, 5	1,411単位/月
Ⅱ 担当件数が45件以上60件未満の場合	
要介護1, 2	544単位/月
要介護3, 4, 5	704単位/月
Ⅲ 担当件数が60件以上の場合	
要介護1, 2	326単位/月
要介護3, 4, 5	422単位/月

※ Ⅱは45件を超えて60件未満の部分にのみ適用。

Ⅲは60件を超える部分にのみ適用。

(イ)

特定事業所加算Ⅲ	323単位/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位
ターミナルケア加算	400単位
初回加算	300単位

※ 特定事業所加算Ⅲ

- ① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ② 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ③ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ④ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

- ⑤ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑥ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑦ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満であること。
- ⑧ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- ⑨ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施すること。
- ⑩ 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
- ⑪ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。
- ⑫ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。

※ 入院時情報連携加算

病院又は、診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に関する必要な情報を提供した場合に算定。

※ 退院・退所加算

病院、診療所、介護保険施設等の職員と面談を行い、当該利用者に関する情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し調整を行った場合に算定。

(初回加算を算定する場合は不可)

※ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要なサービスの利用に関する調整を行った場合に算定。(月2回)

※ ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者提供した場合に算定。

※ 初回加算

適切且つ質の高いケアマネジメントを実施するために、特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更を受けた場合)に算定。

(2) 交通費 居宅介護支援を提供することにおいて交通費はかかりません。

(3) 支払方法 利用者様が当事業所に料金を支払うこととなる場合の支払方法については、月ごとの精算とします。翌月10日までに前月分の請求をしますので、請求月の27日までにお支払いください。

5 居宅介護支援に対する苦情

(1) サービスに関する相談や苦情・ご意見については、次の窓口で対応します。

相談窓口	窓口担当者 居宅介護支援事業所 渋谷 真紀 ご利用時間 月～土 8：30～17：30 ご利用方法 面接及び電話相談 連絡先 054-656-2705 (電話)
------	--

(2) 社会福祉法人正生会において、サービスに関する相談や苦情・ご意見等については、第三者委員を設置しています。

相談窓口	第三者委員 大石 壮吾 {連絡先054-624-5734} 岡本 ゆみ {連絡先054-629-5181} 鈴木 春子 {連絡先054-624-4434}
------	--

(3) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

相談窓口	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
焼津市介護保険課	425-8502	焼津市本町2丁目16番32号	054-626-1159	054-621-0034
静岡県国民健康保険団体連合会	420-0824	静岡市葵区春日町 2-4-34	054-253-5590	054-205-3315
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 静岡県福祉サービス運営適正委員会	420-8670	静岡市葵区駿府町 1-70	054-653-0840	054-653-0840

個人情報に関する事項

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

- (1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
- (2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- (3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- (4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合
- (5) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
- (6) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- (7) その他サービス提供で必要な場合
- (8) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

2 使用条件

- (1) 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

3 個人情報の内容

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービス等を行うために最小限必要な利用者又は家族に関する情報
- その他必要な情報

4 使用する期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間と同様とします。

別紙

令和5年度（令和5年9月1日から令和6年2月29日）

- (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス名	利用割合
訪問介護	18%
通所介護	46%
地域密着型通所介護	7%
福祉用具貸与	62%

- (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス名	事業者名 提供割合	事業者名 提供割合	事業者名 提供割合
訪問介護	つばさ 55%	ゆうゆう 10%	セントケア焼津 9%
通所介護	つばさ 48%	元気広場焼津 15%	つばさ豊田 6%
地域密着型 通所介護	デイ百の木 与惣次 17%	たんぽぽ デイ石津 12%	デイだるま堂 12%
福祉用具貸与	ベルメデイカル ケア株式会社 45%	株式会社 ヤマシタ 15%	ポップ 株式会社 12%

※ 前6か月とは、前期（3月1日から8月末日）、後期（9月1日から2月末日）をいう

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 〒425-0051 静岡県焼津市田尻北792番地の1

名称 社会福祉法人 正生会

(事業所)

所在地 〒425-0051 静岡県焼津市田尻北

792番地の1

名称 居宅介護支援事業所 つばさ

説明者

印

私は、事業者から上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名

印

署名代理人 住所

氏名

印

家族 住所

氏名

印